

## 「夢但馬」ロゴ・マーク使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「夢但馬」ロゴ・マーク（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用承認の申請等)

第2条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ「夢但馬」ロゴ・マーク使用承認申請書（様式1号）に必要な書類を添えて、但馬県民局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 夢但馬事業の趣旨に賛同する個人、団体、企業、地方公共団体等が、地域機運を盛り上げる目的で、営利を目的とせず、無償提供する場合でかつ第3条の使用承認基準により使用するときには、「夢但馬」ロゴ・マーク使用届（様式2号）により但馬県民局長に届け出るものとする。

### (使用承認基準)

第3条 但馬県民局長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴの使用を承認する。

- (1) 但馬地域および兵庫県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、但馬県民局長がロゴの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、ロゴ・マーク使用承認書（様式第3号）をもっておこなうものとする。

### (使用料)

第4条 使用料は無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 承認された内容により使用し、但馬県民局長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認された者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 原則として、定められた色、形等を正しく使用すること。ただし、スペース、印刷等の関係で指定ロゴの使用が難しい場合は、事業趣旨の正しい理解を妨げない範囲でアレンジした標記をもって代えることができる。その場合は、アレンジした標記の使用について事前に協議すること。
- (4) 承認にかかる印刷物、物品等の完成品は速やかにその提出をおこなうこと。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合は、その写真等の提出をもって代えることができる。

(変更の申請)

第6条 ロゴの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更するときは、あらかじめ、変更内容を但馬県民局長に申請（様式第4号）し、その承認を受けなければならない。

(承認の取消し)

第7条 但馬県民局長は、ロゴの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴの使用承認を取り消すことができる。

(責任の制限)

第8条 前項の規程により、ロゴの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、但馬県民局長はその責めを負わない。

2 ロゴの使用承認を受けた者が、ロゴの使用により第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、但馬県民局長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補即)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴの取扱いについて必要な事項は、但馬県民局長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年6月24日より施行する。